

修 繕 仕 様 書

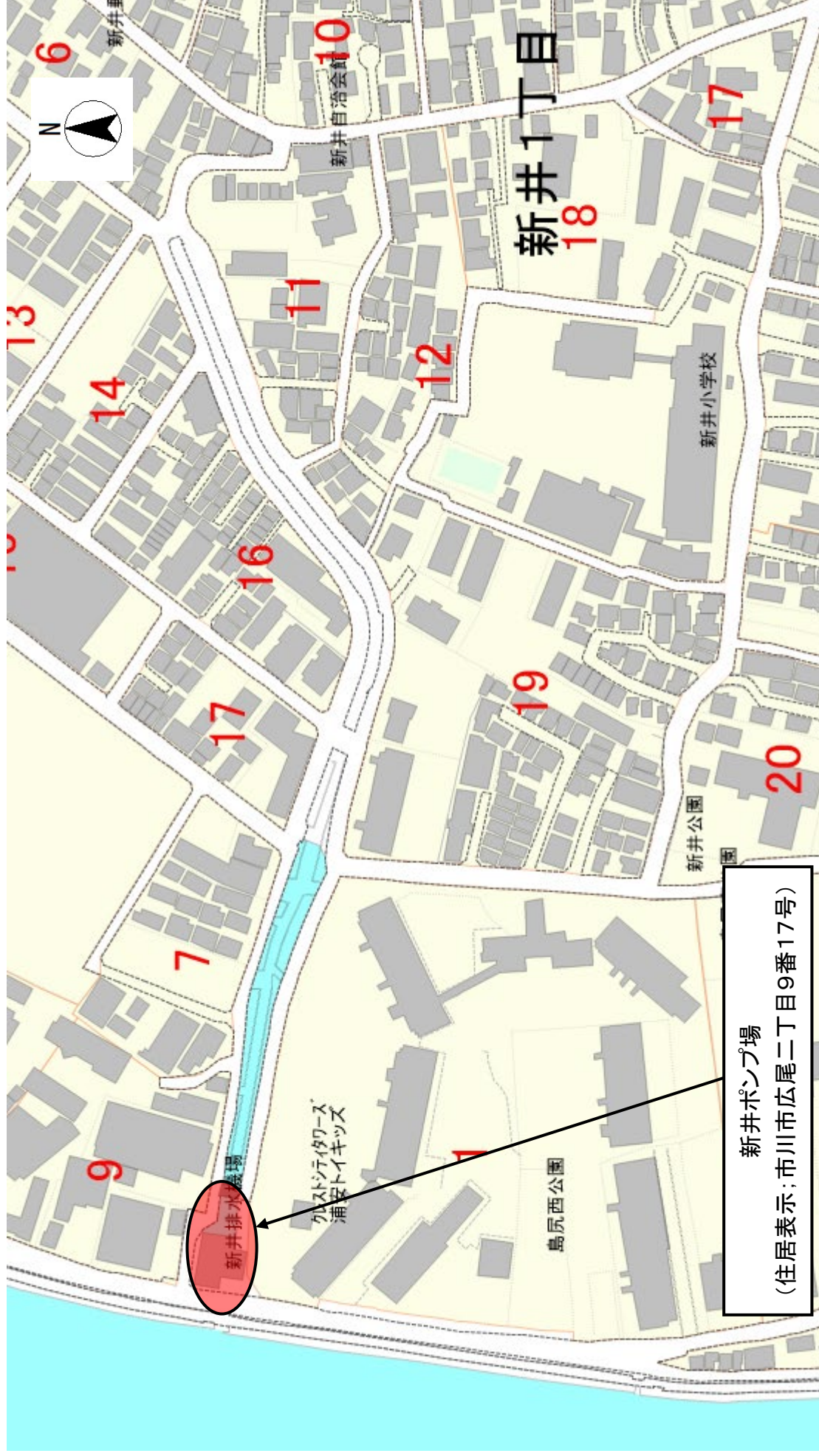
この仕様書は、市川市（以下「発注者」という。）が発注する下記の修繕に関して、受注者が当該修繕を履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 件 名 新井ポンプ場燃料配管修繕
- 2 修繕目的 新井ポンプ場内に設置されている燃料小出槽から原動機、非常用発電機それぞれへの送油管および配管支持材に経年劣化による腐食が確認されるため、配管および支持材の交換を行うもの。
- 3 修繕場所 市川市広尾2丁目9番17号 新井ポンプ場
- 4 修繕期間 令和8年10月1日 ～ 令和8年12月25日
- 5 修繕時間 午前9時 ～ 午後5時まで
- 6 修繕内容 腐食した既設配管と配管支持材を新規部材と交換する。
新設後、消防署など関係行政機関への諸手続きを行うこと。
 - ・ ステンレス鋼鋼管(SUS304 TP-A) 40A 10m
 - ・ ステンレス鋼鋼管(SUS304 TP-A) 20A 6m
 - ・ 配管用部材 1式
 - ・ 配管支持材 1式
7. 提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 業務責任者通知書
 - ・ 施工計画書
 - ・ 作業報告書および作業写真(作業前・作業中・作業後)
 - ・ 完了届
- 8 その他
 - (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
 - (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
 - (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
 - (4) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- (5) 修繕作業を開始する際は、事前に近隣住民へ訪問または文書投函等を行い近隣住民へ周知を行うこと。作業に伴い、道路占有許可等が必要な場合は必ず申請を行うこと。
また、その際必要に応じて交通誘導員を配置する等、安全対策を講じること。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

案内図

新井ポンプ場(住居表示;市川市広尾二丁目9番17号)





記号	名称	摘要
—0—	送油管	実線部は露出管、破線部はピット内配管とする。
—	撤去新設配管	新設配管はステンレス鋼鋼管 (SUS304 TP-A) とする。
—	残置配管	

実線部は露出管、破線部はヒット内配管とする。
新設配管はステンレス鋼鋼管 (SUS304 TP-A) とする。